

# エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社

## 業 務 規 約

### 第1条 本規約の目的

1. 本規約は、エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング株式会社(以下「当社」という)が行う調査事業(以下「本事業」という)に関して、当社が登録を承認した調査員(以下「調査員」という)と当社との間における権利義務関係を定める。

### 第2条 業務内容等

1. 当社は調査員に本事業に関する業務を委託する
2. 当社が調査員に委託する業務の内容は、次の通り(以下「調査業務」という)である。
  - ① 委託業務の名称:調査業務
  - ② 委託業務の内容:当社が指定する店舗及び施設等での接客や設備、施設の管理状況、来店客の状況等の当社が指定した方法での調査及び報告。
3. 調査員となることを希望する者は、当社ホームページを通して調査員の登録をするものとし、登録に際して自己のEメールアドレスおよび電話番号を当社に通知するものとする。尚、当社ホームページ以外からの媒体経由でのお申込みの方は、既に当社にて登録済みの為通知の必要はない。
4. 調査業務に関する当社から調査員への通知は、原則として前項により通知されたEメールアドレス宛てにEメールにて行うものとする。

### 第3条 調査業務の実行

1. 本事業において調査業務に必要となる資料の提供、調査票の受領等は、当社の顧客(以下「顧客」という)のために調査業務を行う目的で当社が運営するウェブサイト(以下「本サイト」という)上で、調査員専用のページを設け、調査案件開示、及び回答収集を行うことによって行われるものとする。
2. 当社は、調査業務を実行する期間の前日までに調査員へE-mailまたは電話を通じて調査の依頼をする。依頼を受けた調査員は、本サイト上で、調査業務の内容、日程枠、設問事項、調査料金等の各種条件を確認し、本サイト上にて実施日の選択と受諾ボタンを選択することによって委託契約成立とする。尚、当社ホームページ以外からの登録調査員への依頼は、該当調査員が居住する都道府県が以下の場合において記載の会社が代行して行う。

<北海道>

エイジス北海道株式会社

<香川・徳島・愛媛・高知>

エイジス四国株式会社

<広島、山口、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島、沖縄>

エイジス九州株式会社

3. 調査員は、前項で回答した実施日に調査業務を実行するものとする。
4. 調査員は、調査業務を実行した後、当社が指定する期日までに調査票を本サイトに記録する方法で当社へ提出する。
5. 調査員は調査業務の実行に際し、購入した商品のレシートや領収書がある場合、当社の指定する方法、期日までに提出しなければならない。
6. 調査員は、調査業務の実行後、6ヶ月間は調査で入手した資料や調査のメモを保管しなければならず、当社の要請があったときは、当該資料や調査のメモを当社に提出(郵送)しなければならない。なお、提出に要する費用は調査員の負担とする。保管期間を過ぎた後は、調査員の責任において処分する。
7. 第5項において、調査員の責による紛失等により、レシートや領収書を当社指定の期日までに当社に提出できなかつた場合は、調査員が調査業務を実行しなかつたものとみなし、当該調査業務に対する調査料金は一切支払わないものとする。
8. 当社は、第4項により提出を受けた調査票を添削する。記入不備がある場合には、当社より当該記入不備を調査員に通知する。  
記入不備の通知を受けた場合、調査員は、不備の指摘内容に関して直ちに対応し、直ちにウェブサイト上で修正若しくは追記を行わなくてはならない。
9. 調査業務に関するその他の具体的取り扱いについては、別途、定めるところによる。

#### 第4条 調査料金の支払い

1. 調査料金は消費税を含んだ額(内税)とする。
2. 調査員は調査業務を実施し、調査票(記入不備があつた場合は、前条第8項に従つて修正対応を完了した調査票)及びレシート等の指定提出物を当社に提出したことをもつて、調査員が調査業務を完了したものとし、当社は調査員に対し、調査業務の実行の対価として、調査料金を以下に定める方法により支払う。
  - ①調査料金は、1件当たりの料金とする。ただし、調査料金は、調査業務の内容、時間、頻度等により異なる。
  - ②調査料金は、月末締め翌月末日払い(土日祝の場合は前営業日)とする。
  - ③調査料金は、調査員の指定する調査員本人名義の銀行口座に振込む。振込手数料は当社の負担とする。
  - ④調査料金に係る調査員の所得税、社会保険料を徴収しない
  - ⑤確定申告等の手続は、調査員が自己の責任において行うものとする
3. 調査業務の実施後、当社の都合により追加の調査業務が生じた場合には、当社はその旨を調査員に追加調査料金を含めて通知するものとする。追加の調査業務実行にあたつては、第3条に従う。調査員が調査業務を完了した時点で、当社は、本条第2項に従い追加の調査料金を調査員に支払うものとする。
4. 調査員は、調査員の都合により、調査実施日までに調査業務を完了しなかつた場合は、調査員による調査業務の不履行とみなし、当社は調査員に対して、調査料金を支払わない。

5. 調査員は調査実施日において、調査員が調査業務を実施する予定の店舗に行ったにもかかわらず、当社からの連絡や手順書による指示(定休日の確認方法など)なく、予定の店舗が定休日または、改裝、改築等により調査業務の履行が不可能となった場合、当社は調査員に対して、設定した調査料金の50%を支払うものとする。ただし、調査手順書またはウェブサイト上の業務説明において、不履行による手当額が明示されている場合においては、明示された手当額を支払うものとする。

## 第5条 諸費用の取り扱い

1. 調査員が調査業務を実行するために支出する諸費用(交通費・通信費・購入する商品代等)は、特段の指示がない場合は全て調査員の負担とする。

## 第6条 機密保持

1. 調査員は、調査業務に関連し入手した当社の企業経営上の秘密及び、調査業務の実行に際し、知り得た顧客調査資料、調査結果などの機密情報(個人情報を含む)を、第三者に漏洩してはならない。(漏洩には、ウェブサイト、ブログ、SNS等への掲載を含む)
2. 調査員は、ファイル交換ソフトがインストールされたパソコンを使用してはならない。
3. 情報漏洩が発覚した場合、調査員は当社が要請する対処に応じまた、漏洩の原因・経路追究調査に全面協力しなければならない。

## 第7条 権利譲渡の禁止

1. 調査員は、当社の書面による事前の承諾なくして、調査業務の権利・義務を第三者に譲渡したり、継承させたりしてはならない。

## 第8条 不可抗力

1. 天災地変等、調査員の責に帰すことのできない不可抗力の理由により、調査業務の全部または一部が履行不能となった場合、調査員はその責を負わない。
2. 前項の場合、当社は調査員に対して調査料金を支払わないものとする。

## 第9条 調査業務実行における事故

1. 調査員は調査業務実行に際し発生した事故(盗難、器物損壊、交通事故等)については、調査員が加害者、被害者であるかを問わず全て調査員が自己の費用と責任によって解決するものとし、当社は一切関知しないものとする。

## 第10条 反社会的勢力の排除

1. 調査員は、次の各号について確約するものとする。  
①自らが、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「反社会的勢力」という)でないこと、過去5年間もそうでなかつたこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他の

かなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しない。

②自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わない

## 第11条 調査員の禁止行為

1. 調査員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - ① 事実に反する情報の登録
  - ② ID、メールアドレス、パスワードの不正使用
  - ③ 同一人物による重複登録または、なりすまし登録
  - ④ 公序良俗に反する行為
  - ⑤ 法令等に反する行為
  - ⑥ 虚偽の調査報告
  - ⑦ 当社または第三者の権利を侵害する行為
  - ⑧ 調査業務を第三者に再委託する行為または、第三者と共同して調査を行う行為
  - ⑨ 調査業務の遂行上知り得た機密情報(個人情報を含む)の漏洩

## 第12条 賠償責任

1. 調査員は、本規約に違反をしたために当社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 第13条 顧客の役職員等による調査業務の禁止

1. 調査員が、調査業務における調査対象である顧客の役職員および役職員の家族である場合は、当該顧客の調査業務を実行することを禁止とする。

## 第14条 専属的合意管轄裁判所

1. 当社と調査員との間で本規約に関連して紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第15条 個人情報

1. 当社は調査員の個人情報管理について、管理を厳重に行うものとし、情報の改ざん、社外への漏洩、不正なアクセスなどが起きないよう、予防および安全対策を講じる。
2. 当社は、登録されている調査員の個人情報を調査業務及び調査員管理業務目的以外には使用しない。

## 第16条 調査トレーニング及び選考

- 当社は、調査員に対して当社の定める基準・方法にて調査トレーニング及び選考を行うことがある。

## 第17条 調査員登録の抹消

- 調査員が以下のいずれかに該当する場合、当社は何らの催告をすることなく調査員の登録の抹消ができるものとする。
  - 本規約の条項のいずれかに違反した場合
  - 調査業務の実行において不正があった場合
- 第16条に定める調査トレーニング及び選考において、当社の定める基準に合格しなかったときは、当社はその旨を調査員に通知し、調査員の登録を抹消する。

## 第18条 登録解除

- 調査員は、当社へ電話・メール等により、いつでも登録を解除することができる。

## 第19条 調査結果の著作権

- 調査員は、本事業に基づき行われた調査業務に対して、調査員が行った調査票の内容の著作権は調査報告を提出した時点で、全て当社に譲渡するものとし、また当社は、その調査票の内容を自由に選択・修正及び編集することができるものとする。なお、調査員は、当該著作物に係わる著作者人格権を当社および第三者に対して行使しないものとする。
- 当社は、調査の対象となった顧客の調査結果を、当該調査を行った調査員の承諾なしに当該顧客に開示できるものとする。
- 当社及び調査の対象となった顧客は、当該調査を行った調査員の承諾なしに当該顧客の調査結果を利用できるものとする。

## 第20条 本事業の内容変更ならびに本事業の一時中断、停止および中止

- 当社は、いつでも、何らの告知なしに、また調査員の承諾の有無にかかわらず、本事業の内容の一部もしくは全部を変更し、または本事業の一部もしくは全部を一時中断、停止および中止する場合がある。
- 前項に基づく内容の変更または一時中断・停止および中止によって調査員に不利益または損害が発生しても、当社はその責任を一切負わないものとする。

## 第21条 免責

- 当社は、サーバその他システムの保守作業や通信回線の事故等があったときは、調査員への通知なく本サイトの停止又は中断を行うことができる。また、これによって調査員に生じた損害について、当社は責任を負わないものとする。

## 第22条 存続条項

- 調査員は登録が抹消された場合においても、第6条、第11条、第12条、第14条、第21

条の各条項については、その効力が存続する。

### **第23条 本規約の改定**

- 当社は調査員への事前の通知・承諾を要せずに、本規約の内容を変更・追加・中止することができ、調査員はこれを承諾するものとする。改定後の本規約は、本サイト上に変更後の規約を掲示した後、最初に成立した委託契約から、適用されるものとする。調査員は、本規約の変更を承諾できない場合、速やかに登録を解除しなければならない。

更新日:2023年5月1日